

# 教えて!

## 「共謀罪」4

## 「準備行為」どこまで逮捕できる?

「共謀罪」の要件を変えた「テロ等準備罪」は、具体的にどんなケースでの適用を想定しているのか。政府の説明を元に考えてみる。

①「重大な犯罪」を目的に集まった「組織的犯罪集団」が、②役割を決めて具体的に計画し、③実行に向けた「準備行為」をする——ここで初めて逮捕できるというのが政府の見解だ。

まず、テロ組織が化学物質を用いたテロを計画し、テロ行為に使う物質を用意した場合、これは①②③を満たしており、罪に問える。

「会社が脱税を計画し、裏帳簿をつくれた」という場合はどうか。会社が「組織的犯罪集団」でなければ、①に当たらないことになる。「暴力団組員らが振り込め詐欺の相談をした

### テロ等準備罪(共謀罪)で立件できるケースと立件できないケース

政府の説明から

立件できる

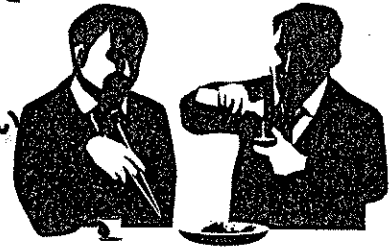


人身取引組織のメンバーらが、多くの外国人を日本で働かせるために買い受けることを計画し、そのお金を用意した

暴力団組員らが、対立する組の組長を拳銃で殺す計画を立て、拳銃を買うお金を用意した

テロ組織のメンバーらが化学物質を使うテロを計画し、そのための物質を用意した

立件できない



会社の友人同士が、居酒屋で「上司を殺してしまおうか」と意気投合した

暴力団組員らが、資金を稼ぐために振り込め詐欺を計画したが、すぐに考え直してやめた

会社で脱税の計画を立て、裏帳簿をつくれた

とみる政府関係者もいる。逮捕するには、裁判所に証拠を提出して逮捕状をとる必要があるが、「対象が『組織的犯罪集団』にあたることを証拠で示すのは、簡単ではない。単独のテロ犯にも対応できない」と法務省関係者は言う。政府が法案の狙いとして強調する「テロ対策」の効果についても論戦になりそうだ。

が、何も行動せずやめた」という場合も、③の準備行為がないため成立しない。国会では、「組織的犯罪集団」や「準備行為」が具体的に何を指し、どの時点で逮捕できるのかが大きな論点になっている。

たとえば、テロ組織の10人がハイジャックの計画を立て、そのうちの1人が乗り込む便の航空券を予約したとする。政府は、この時

点で予約が準備行為にあたる」として「全員を逮捕できる」という姿勢だ。

野党からは「他の9人は、準備行為を実際に行っていないまでも、『共謀』だけで検挙されることになるのではないか」と指摘が出た。政府は「他のメンバーも検挙することでテロを未然に防ぐことができる」と説明した。

「航空券を買った時点はハードルが高いだろう」

で、現行法にある『予備罪』で対応できるのではないかと野党は追及した。政府は「過去の裁判の事例から考えて、予備罪にあたらぬ可能性もある」として、新しい罪の創設が必要だと強調した。

法案が成立した場合、どのように捜査を進めるつもりなのか今後の論点となる。一方で、「実際の適用

ただ、法案には「実行する前に自首した場合を刑を免除するか、軽くする」という規定も盛り込まれる見通しだ。つまり、謀議をしたうちの1人が当局に自首し、仲間の話をすれば、捜査側にとっては重要な証拠が得られることになる。この仕組みについては、虚偽の申告などで「冤罪を生むのでは」との懸念もある。

(金子元希)